みんな元気で
心つながる
住みよい袖崎

ででよう未来でんとうを受継ぎさえあいの心でではでいる。



平成27年4月 改訂 袖崎まちづくり協議会

〇袖崎まちづくり計画 目 次

1.	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	袖崎地域の特性・・・・・・・・・・・・・1
3.	袖崎地域の課題・・・・・・・・・・・・・2
4.	袖崎地域の将来像・・・・・・・・・・・・2
5.	重点施策・・・・・・・・・・・・・・・3
6.	実施計画書・・・・・・・・・・・・・・4~9
7.	おわりに・・・・・・・・・・・・・10
8.	資料編
	袖崎地域の人□経過・・・・・・・・・・・・1○
	袖崎まちづくり協議会規約・・・・・・・・・・1O~11
	推進体制図・・・・・・・・・・・・・・12
	袖崎まちづくり計画策定の経過・・・・・・・・12

地域計画(まちづくり計画) ― (出典 村山市『地域計画作成の手引き』より)

地域計画とは、地域住民と行政(市・県)が知恵を出し合い、住民・地域ができること、行政ができること、共同してできること、それぞれの役割や責任を再確認し、住民の皆さんが自分たちで地域の将来像や課題、自分たちの地域をどうしたいのか考えてもらい、その結果の解決方法や将来像を実現する方法などをまとめたものです。

1. はじめに

袖崎まちづくり協議会では、袖崎地域の将来についてともに考え、「みんな元気で心つながる住みよい袖崎」を目指すべく、平成22年4月に5カ年間の袖崎地域まちづくりの指標とするため「袖崎まちづくり計画」を策定しました。

将来像(目標)に向かって、この計画に沿い具体的な事業を展開しながら、計画期間の満期を迎えるにあたり、これまでの計画について評価・見直しを行いながら、地域における課題などを洗い出し、基本方針を軸として新たに今後5カ年間のまちづくりに対する施策と具体的事業を示したものです。

この計画は、これまでの事業に加え、袖崎地域に暮らす皆さんが、より明るく元気に、人と人とのつながりを大切にし、より安心して住みよく暮らしていける袖崎を目指すことに主眼をおきながら見直しを行いました。



2. 袖崎地域の特性

袖崎地域は、山林が地域の 6 割を占めており、平地のほとんどの土地は農振農 用地区域に指定されている農地に囲まれた農業集落地区です。気候的には、市内の 8 地域の中でも積雪が多い豪雪地域であります。

集落のほとんどは県道(羽州街道)沿いにあり、五十沢地区は、昔ながらのかや ぶき屋根の集落景観を有しており、観光客の訪れる湯舟沢温泉が地域の東にありま す。

交通に関しまして、国道 13 号線などの幹線道路により、南北の交通の利便性がよい地域となっておりますが、一方、地域内の東西の交通、特に五十沢地区は隣の尾花沢市を経由しての接続となっています。JR袖崎駅があり、地域の通勤通学に利用されています。

また、原始古代・中世期頃の史蹟など歴史的資産や文化財が地域内に点在しています。

3. 袖崎地域の課題

地域全体の課題

<u>理事会</u> 地域の人口減少や少子高齢化に対応した地域づくり、人材の育成などの 展開が求められています。

福 祉 今後増えていく高齢者について、地域ぐるみによる見守りネットワーク 体制の構築と活動の推進が必要となっています。

高齢者と小学生の交流やサロン活動をすすめ、地域みんなで情報を共有して交流の活性化を図ることが求められています。

防 災 防災用具・施設の更新・増設について地域・自治会の負担軽減のための 支援と、災害時における支援体制をより強化する必要があります。 地域内の高齢者が増えており、地域全体での防犯・安全対策が必要となっています。

雪 地域住民の雪処理の際の規則をみんなで守り、克雪に対する住民意識の 高揚と協力体制の構築が必要となっています。

通学路の確保および歩道部分の除雪について住民・地域の協力や支援が 必要となっています。

既存の消雪パイプの長寿化を県・市へ要望していく必要があります。

環境 生活環境に対するモラルの向上を図り、ごみステーションへのゴミ捨て について住民が分別の規則を守る必要があります。

地域内の環境美化活動により積極的に取り組み、また、不法投棄を防止する活動を強化していくことが必要となっています。

公民館 子供の遊び場や高齢者いこいの場が少なくその場所の提供が求められています。

人口減少や高齢化、スポーツ活動への住民の関心低下などにより参加者 の減少がみられ、この状況に合せた参加しやすい事業が求められています。

4. 袖崎地域の将来像

袖崎地域の目指す将来像(目標)は「みんな元気で心つながる住みよい袖崎」です。

I 福 祉 お年寄りから子供まで地域みんなが助け合い人の温かさのある地域づくり

Ⅱ.防 災 いつもみんなで防災・防犯へ備えて安全・安心な地域づくり

Ⅲ. 雪 住民みんなで協力し安全快適な雪国暮らしのできる地域づくり

Ⅳ環 境 自然環境を守り地域内にゴミのない快適な生活環境のある地域づくり

V.公民館 地域のみんなが明るく心豊かで健康的な地域づくり

5. 重点施策

福 祉 地域の高齢者のみなさんが楽しく集ういきいきサロン活動への支援と活動のための情報交換をすすめます。

防 災 地域の予防消防活動の意識向上を図る活動をすすめ、予防消防活動を実施 する団体をみんなで支援していきます。

雪 根本的な雪対策として、流雪溝の地域内各地区への整備や消雪パイプの長寿化への要望を市・県へもとめていきます。

環 境 きれいな地域へ住民みんなで清掃美化活動(ゴミ拾い)を広く大きな活動 にしていきます。またゴミの不法投棄の防止活動を強化していきます。

公民館 地域みんなで参加する催しとして地区レクリェーション大会の検討・開催 をしていきます。

6. 実施計画書 4ページ~9ページ















7. おわりに

時間の経過とともに生活環境も変化するため、この計画の実現性も変化することが予想されます。

この計画は、毎年度事業ごとに評価を行い、計画の最終年度には評価を基に再度見直しを行いながら、以降も継続した計画となるよう袖崎地域のまちづくり指標を作成していきます。

8. 資料編

袖崎地域の人口経過

袖崎地域の人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在 1,506 人で、世帯数は 467 世帯 (平均世帯人口 3.22 人)となっています。それぞれ人口、世帯ともに年々減少傾 向にあり、地域の高齢化率(65 歳以上 574 人)が38%となっています。

また特に五十沢地区は人口 20 人 12 世帯(平均世帯人口 1.6 人)で平均年齢 77.5 歳と急激な過疎の状況となっています。

○袖崎地域人□と世帯の推移

(各年4月1日時点)

平成 23 年人口 1,626 人 482 世帯 平均世帯人口 3.37 人 平成 18 年人口 1,832 人 501 世帯 平均世帯人口 3.65 人 平成 13 年人口 2,011 人 526 世帯 平均世帯人口 3.82 人

袖崎まちづくり協議会規約

(名称並びに事務所)

- 第1条本会は、袖崎まちづくり協議会と称し、事務所を袖崎地域市民センターに置く。 (目的)
- 第2条袖崎地域の各団体の相互連絡協調を図ると共に、元気で心温まる住みやすい袖崎を 作るため、まちづくり事業を推進することを目的とする。

(組織)

- 第3条本会は、理事会を置き次の委員で組織する。
 - 2) 地区長会会長、地区長会副会長、センター長、土生田区会長、本飯田地区連合会長、五十沢区会長、社会福祉協議会袖崎支会長、洗心俱楽部会長、消防団分団長、 各部会長を以って組織する。
 - 3) 本会に会長1名、副会長2名を置き、委員の互選により選出する。
 - 4)委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 5) 本会に顧問を置き、地元県議会議員、市議会議員を顧問とする。

- 6) 事務局は、理事会があたる。
- 7) 本会に監事2名を置く。
- 8) 理事会内に幹部会を置き、顧問、会長、副会長、センター長を常任の委員とし、 案件に応じて必要とする委員がいる場合、会長が指名し組織する。
- 9) 本会は理事会の承認を得て、必要に応じた各種委員会を置き、執行を委任することができる。

(職務)

- 第4条会長は、本会を代表し、会の運営にあたる他、会議の議長となる。
 - 2) 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条本会の理事会の協議事項は、次のとおりとする。
 - 2) まちづくり事業の計画策定、及び各部会からの事業計画の検討について
 - 3) 部会の設置について
 - 4) 部会間の連絡調整について
 - 5) 予算並びに決算の承認について
 - 6) 規約の改廃について
 - 7) その他、本会の目的推進に必要な事項について
 - 8)各種案件事項については幹部会で協議し、重要な事項については理事会全体において協議決定を行うものとする。

(部会)

- 第6条本会は、第2条の目的を推進するため、関係各種団体等により目的別に部会を置く。
 - 2) 部会は、本会の計画により具体的事業を地区民へ広報し推進する。
 - 3) 理事会は各部会のサポートを行う。
 - 4) 各部会に部会長1名、副部会長数名を置く。
 - 5) 各部会はそれぞれ部会にて運営規定を定める。

(経費)

第7条本会の経費は、市交付金、地区会費及びその他の収入を以て充てる。

(会計)

- 第8条本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
 - 2) 本会は会計処理規定を別途定める。

附則 本会規約は、平成15年7月11日より施行する。

平成16年6月 3日一部改正

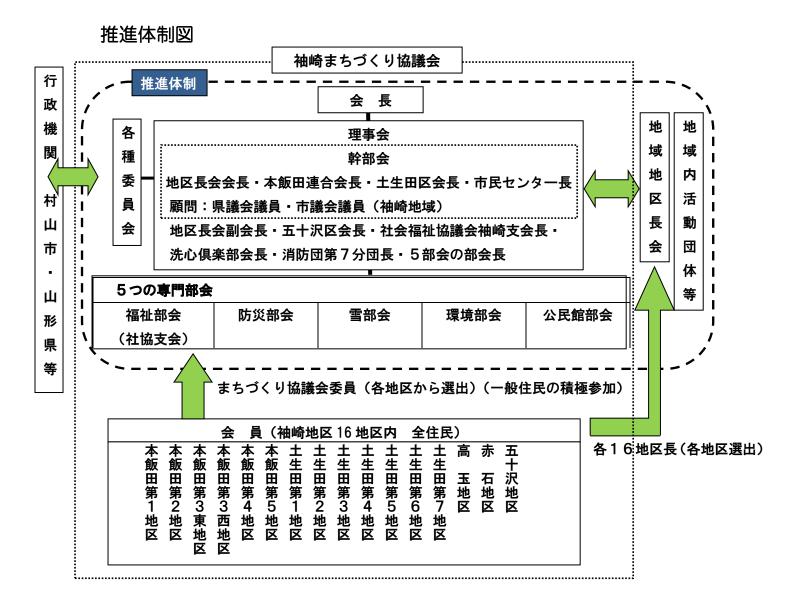
平成22年4月 6日一部改正

平成23年3月15日一部改正

平成23年4月20日一部改正

平成25年4月 6日一部改正

平成27年4月22日一部改正



袖崎まちづくり計画策定の経過

平成20年6月30日 市主催地域計画づくりとワークショップ

平成 22 年 1 月 13 日 総務部会 地域計画骨子検討

平成 22 年 2 月 22 日~25 日 部会ごとワークショップ・意見交換会

3月12日

~30日 各6部会総会 部会ごと地域計画の検討整理・確認

4月 6日 総務部会 地域目標及び地域計画整理・確認

4月20日 まちづくり協議会総会 計画のまとめ・地域計画の確認

平成23年~平成26年

各年3月 各部会総会 地域計画の評価・意見等の集約

平成27年3月11日

~20日 各部会総会 部会ごと見直し計画(案)の検討・確認

4月22日 まちづくり協議会総会 計画(案)の最終確認・承認

























袖崎まちづくり協議会

〒995-0001 山形県村山市土生田2185番地 TEL/FAX 0237-58-2001

sodesaki-com@city.murayama.lg.jp

発行 平成27年4月